

# みのり保育園 延長保育について（ご案内）

令和2年4月

## ☆延長保育とは

通常保育時間の18時15分までにお迎えが間に合わない保護者のために、19時15分まで時間を延長してお子様をお預かりする 特別保育事業です。

## ☆利用対象児童

在園していて、保護者が勤務時間及び通勤時間によりお迎えの時刻が18時15分を過ぎてしまうお子様をお預かりします。  
“満1歳の誕生日の翌月1日”から対象になります。

## 月極め利用

【延長保育料】(通常の保育料とは別に費用を徴収します。)

月額利用料 4,000 円

## 【支払い方法】

利用月の翌月初めに集金袋をお渡しいたしますので、記載金額を入れて5日(5日が休園日の場合は翌日)までに直接、保育士にお渡し下さい。  
但し、3月は年度最終となりますので、当月払いとなります。  
(園だよりにて、お知らせ致します)

## 【申し込み及び利用方法等】

1. 入園決定時、または延長保育が必要になると分った時点で直接保育園へ申し込んでいただきます。
2. 申し込みに必要な書類  
①延長保育申込書…各自で記入  
②延長保育用勤務証明書(保護者分)…職場にてご記入頂いて下さい  
以上①、②を提出してください。
3. 原則として書類が受理された翌月1日より延長保育がご利用いただけます。  
(但し“満1歳の誕生日の翌月1日”から対象となります。)
4. 延長保育では、18時20分頃に「補食」を提供いたします。
5. 延長保育が必要でなくなった場合は、延長保育辞退届を提出していただきます。  
書類が受理された、翌月1日より延長保育を中止します。
6. 延長保育辞退届を提出されない場合は、ご利用実績が全く無い月でも延長保育料は納めて頂きますのでご注意ください。
7. 産休・育休中の方は利用できません。
8. 延長保育は定員制(原則20名)です。  
定員を超える申し込みがあった場合は選考になります。

9. 延長終了(閉園)時間 19時15分を過ぎてのお迎えは、超過料金(400円)を別途徴収させて頂いております。  
更に、19時30分を過ぎますと30分ごとに1,000円の追加料金が発生致しますのでご注意ください。  
※非常災害時は例外です。

## みのり保育園

# ・・・ スポット保育について（ご案内） ・・・

令和2年4月

### ☆ スポット保育とは

通常保育時間の18時15分までにお迎えが間に合わない保護者を対象に、1回単位での利用ができます  
”満1歳の誕生日の翌月1日”から対象になります  
(公共の乗り物遅延も含め、18時15分を過ぎますと、スポットの扱いとなりますので、お気をつけ下さい。)

### ☆ スポット保育料

通常の保育料とは別に費用を徴収します  
1時間のスポット保育(18:16~19:15) ⇒ 400円

## スポット利用

※スポット保育申込書及びスポット保育用勤務証明書の提出は不要です。

### 【支払い方法】

利用月の翌月初めに集金袋をお渡しいたしますので、記載金額を入れて5日(5日が休日の場合は翌日)までに直接、保育士にお渡し下さい。  
※但し、3月20日以降~31日は、年度最終となりますので毎日現金でのお支払いとなりますのでご了承ください。

### 【申し込み及び利用方法等】

1. スポット保育が必要になる場合は、職員体制・補食・の準備の関係上、前日または利用当日の17時15分までに直接保育園にお申し込みください。  
利用者が多い場合は利用できないこともあります。  
また、17時20分以降にご連絡を頂きますと、補食の準備が間に合わず提供できない事もございます。ご了承下さい。
2. スポット保育では、18時20分頃に「補食」を提供いたします。
3. 申し込み後にスポット利用が不要となった場合は、速やかにご連絡をしていただき、利用取り消しをしてください。
4. 延長保育は定員制（原則20名）です。  
定員を超える申し込みがあった場合は先着順になります。
5. 延長終了(閉園)時間 19時15分を過ぎてのお迎えは、超過料金(400円)を別途徴収させて頂いております。  
更に、19時30分を過ぎますと30分ごとに1,000円の追加料金が発生致しますのでご注意ください。  
※非常災害時は例外です。